

## **[事案 29-290] 転換契約無効請求**

・平成 30 年 5 月 21 日 和解成立

### **<事案の概要>**

転換時、募集人から、死亡保障部分については契約 2 か月目に保険会社側にて解約するとの説明を受けて契約したことを理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 28 年 7 月に転換した組立型保険について、募集人から、契約 2 か月目以降、死亡保障部分を保険会社において解約すると説明されたため、死亡保障および医療保障を内容とする契約への転換を行ったにもかかわらず、契約 2 か月目に死亡保障部分の解約手続きが行われなかった。ついては、転換契約を無効とし、さらに転換前契約も含めて既払込保険料を全額返してほしい。または、契約 2 ヶ月目以降の死亡保障部分の保険料を返してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換時、募集人は、保障内容等を記載した設計書、パンフレットに基づいて説明を行ったが、申立人が署名した意向確認書や転換申込書等には解約の記載はない。
- (2) 申立人は、契約成立後、保険証券にて契約内容を確認する事が可能であったが、特段の申出はなかった。また、契約成立後、電話にて契約確認を行った際も、契約内容について特段の申出はなかった。
- (3) 申立人の要望は、死亡保障を減らしたい、というものであったが、商品の特性上、医療保障部分のみに保険料払込免除特約を付加できないことから、募集人は、死亡保障を付けて転換し、契約が成立した後に死亡保障を解約しても特約が残るとの説明を行った。ただし、1 か月後に解約するとの明確な約束はしておらず、申立人もその点は承知している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面の内容にもとづき審議を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より、転換時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。